

『いじめ防止基本方針』

会津坂下町立坂下東小学校

平成26年4月1日策定

平成30年4月一部改正

令和6年4月1日一部改正

1 いじめの定義と基本的な考え方

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

いじめの基本認識

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

そして、いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む。）は以下のポイントである。

- ・ いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ・ いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ・ いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整える。
- ・ 学校内だけでなく家庭や各種団体、専門機関等と連携を図りながら、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくりとよりよい人間関係を醸成する～

○ 人権教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○ 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・ 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

○ 体験教育の充実

- ・ 児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づき、発見し、体得することを学校教育全体を通じて行う。
- ・ 環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・ 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

○ 保護者や地域の方への働きかけ

- ・ 授業参観や保護者会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・ P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・ インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

3 早期発見、早期解決 ～小さな変化に対する敏感な気づきと迅速な対応に心がける～

○ 日々の観察

- ・ 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生する場合もあるため、朝の活動時や休み時間・昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・ いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

○ 観察の視点

- ・ 児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・ 担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・ 気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- ・ 発達しょう害など、特に配慮が必要な児童の特性を踏まえ、適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

○ 日記や連絡帳の活用

- ・ 日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○ 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・ 教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・ 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・ 定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

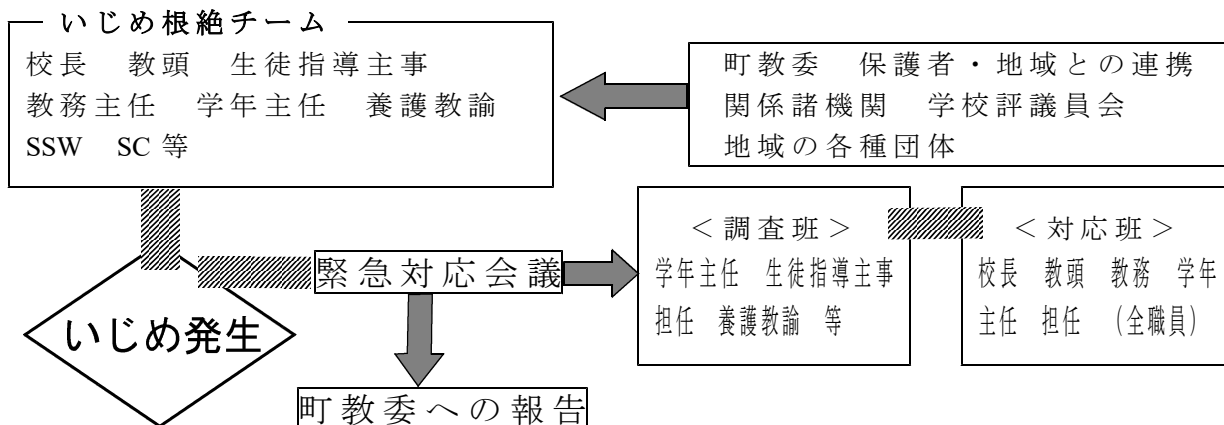
○ いじめ実態調査アンケートの実施

- ・ アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、毎月1回実施する。アンケートの集計表は、その後の対応を記述し、ファイルに保存する。
- ・ Q－Uテストの実施や分析を行い、支援を要する児童の実態把握に努めるとともに適切な支援を行い、居場所のある学級づくりに努める。

4 校内体制づくり

- 校務分掌に「いじめ根絶チーム」を位置づけ、組織として機能させ対応する。

＜組織図＞



- 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

また、「ふくしま24時間子どもSOS〈0120-916-024〉」や「ダイヤルSOS〈0120-453-141〉月～金10:00～17:00」などを活用できるよう積極的な周知を図る。

- いじめの相談があった場合には、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

また、保護者との話し合いや説明においては、その言動に十分に注意する。

- 学校評価においては、年度毎の取組において、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を取組の改善に生かす。

- いじめ防止基本方針の作成と実践的な校内研修の実施児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。

- 相談体制やカウンセリング体制の充実

- ・ いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。
- ・ SSWを中心とした校内の相談体制づくりを行う。
- ・ カウンセリングマインド研修を実施し教師のカウンセリング技量の向上を図る。

5 迅速かつ組織的な対応

- 正確な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。
- ・ 関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

- 指導方針決定

- ・ 指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・ 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・ 教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

- 子どもへの指導・支援
 - ・ いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
 - ・ 加害者発見のために禁足措置などの連帯責任的方法をとることは禁止とする。
 - ・ いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、いじめが重大な人権侵害にあたり、刑法上の罪の対象となりうることを理解させ、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
 - ・ インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める
- 保護者との連携
 - ・ いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
 - ・ 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
 - ・ 授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。特に、保護者会での話し合いや家庭訪問や個別懇談時の言葉遣いや言動には十分に注意し、相手方に誤解を招かないようにする。
- いじめ発生後の対応
 - ・ 継続的に指導・支援を行う。
 - ・ カウンセラー等関係機関との連携を図り、児童の心のケアを図る。
 - ・ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

6 ネット上のいじめへの対応

- 啓発・研修
 - ・ インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業にいかす。
 - ・ ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。
- 早期発見・早期対応
 - ・ 家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
 - ・ 平素より情報を得よう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。
- 関係機関との連携
 - ・ ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。